

第89回 全国安全週間を迎えるにあたつて



「論理的な安全衛生管理」で災害減少を

愛知労働局長 藤澤勝博

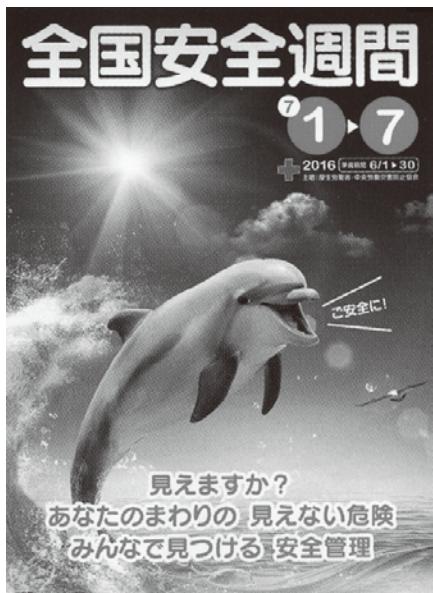
たのまわりの見えない
危険 みんなで見つける

のスローガンの下、7月1日から7日までの間、全国的に展開されます。

全国安全週間は「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界において「自主的な労働災害

平成28年度の全国安全週間が、

「見えますか？」
あなた



中災防安全週間ポスター

産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理活動を通して安全水準は着実に向上去っていますが、なお多くきておりますが、なお多くの労働災害が発生しています。

「防止活動の推進」と「安全意識の高揚と安全活動の定着」が図られることを目的として、昭和3年の初回以降一度も中断することなく実施され、広く産業界へ安全の啓発の役割を担い続け、本年で89回目を迎えます。

労務・安全衛生管理方針論(2) 石田朝夫27
社会保険労務士が答える企業の労務管理(9) 青山晋27
災害事例(25) 山口好孝28
学び続ける人生 三口大登29
こちら企業の労働110番です(67) 寛百合子30
愛知紛争調整委員統・残月録(63) 小栗利治31
わたしのジ・ハード(162) 植田美津恵32
近景遠景(33) 中澤誠33
名北セーフティー・アドバイス(113) 山&神43
表紙=緑の大地 伊藤富雄

休業4日以上の死傷災害は長期的には増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、ここ数年は650人前後で推移しておりましたが、平成27年は前年より354人被災者が減少（5・3%減少）し、過去一番目に少ない634人が被災されました。しかし、業種別の状況をみると、陸上貨物運送事業や社会福祉施設においては長期的には増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、ここ数年は650人前後で推移しておりますが、一方、製造業や建設業においては災害が減少しています。平成28年は、平成27年の災害減少の反動として災害が増加することがないよう、より一層、皆様方の安全衛生活動を強力に推進していくたゞくようお願いいたします。

労働災害を防止するため、愛知労働局において

三

次

第89回 全国安全週間を迎えるにあたつて	2
澤口職業安定部長着任あいさつ	7
行政の焦点	8
質問にお答えします	9
第4回一般社団法人名北労働基準協会定時総会開催	16
弁護士に聞く(27)	25
庄司俊哉	

は平成25年度からの5か年を計画期間とする「第12次労働災害防止推進計画」を定め、重篤度の高い労働災害を防止する重点対象業種として製造業と建設業の2業種を、また、労働災害件数を減少させるための重点対象業種として陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店の4業種を、それぞれ選定し計画的に各種対策を実施するとともに、今年度の行政運営方針の重点施策としても、死亡や障害が残る重篤な災害を発生させないことを指して、安全行政を推進しています。

このような中で全産業での死傷災害においては、「転倒灾害」の占める割合が一番多く、災害件数を減少させるためには転倒灾害の防止が大きな課題となつてきているため、平成28年より「STOP!転倒灾害プロジェクト」を恒常的な取組として展開することとしており、安全週間の準備期間である

また、愛知労働局では労働災害防止対策について災害発生プロセスに基づき検証を行うことで、どこまでリスクの低減が図れるかを論理的に考え、より安全が確保される方策により、着実なりスクロールのための措置を講じる「論理的な安全衛生管理」の考え方を広く周知し、その推進・定着をする取り組みを進めています。これは、災害のリスクを排除、低減するためには効果的であると考えておりますので、安全週間準備期間及び本週間を契機として、「論理的な安全管理」の考え方を取り入れていただき、災害減少に繋がる労働災害防止活動に積極的に取り組んでいただけようお願いします。

STOP!転倒災害プロジェクト

～6月は重点取組期間として転倒災害防止対策に取り組んでください～

愛知労働局

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上の死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、昨年の「STOP!転倒災害プロジェクト2015」を平成28年から恒常的な取り組みとして展開します。転倒災害の多い2月と全国安全週間準備期間である6月を重点取組期間として実施します。各事業場におかれましても転倒災害防止のため、実施要綱に記載する「実施者の実施事項」についてお取り組み願います。

厚生労働省のホームページ(職場のあんぜんサイト)内に、「STOP!転倒災害プロジェクト」特設サイトを開設しています。詳しくはこのサブをご覧ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

実施者たる各事業場がこのプロジェクトで実施する事項(実施要綱から抜粋)

1. 重点取組期間(6月)に実施する事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施(定着)状況の確認

2. 一般的な転倒災害防止対策

- (1)作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (2)4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- (3)照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (4)危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (5)転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (6)作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (7)定期的な職場点検、巡視の実施
- (8)転倒予防体操の励行